

## 第 13 号

平成30年3月 発行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

〒939-0292

射水市小島703番地

射水市役所 大島分庁舎

電話 51-6685

い みず  
射水市  
農業委員会だより



## ごあいさつ

射水市農業委員会 会長 舟木 康 眞

射水市農業委員会だより第13号の発行にあたりご挨拶を申し上げます。

日頃より農業委員会活動に対しまして、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

改正農業委員会法が施行され、農業委員の選挙制度の廃止や農地等の利用の最適化が必須業務になるなど農業委員会制度も大きく変革しました。

そのような中、当市におきましても新たな制度の下、射水市議会の同意を受け市長から任命された農業委員25名が新体制のもと、3年間の任期をスタートしました。

また、昨年12月の改選後の組織総会において、委員各位のご推挙により、引き続き会長に就任いたしました。身に余る光栄でありますとともに、改めて責任の重大さを痛感しているところであります。

新しい制度では、農業委員に特に求められる活動として農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）が挙げられます。これに伴い農業委員会では、利用状況調査（農地パトロール）の実施、担い手への積極的な集積等に重点を置いて活動していく必要があります。

私たち委員は、農地を活かす活動の促進を目指し、「地域農業の調整役」として、皆様のご期待に応えられるよう地域農業の発展に力を尽くす所存でございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



題 貴方

## 目 次

- 1 P 会長あいさつ
- 2～3 P 農業委員会活動報告
- 4～5 P 農業委員会からのお知らせ
- 6 P 農業委員会委員及び担当地区
- 7 P 農業者年金に加入しましょう
- 8 P 農地参考賃借料について  
農作業標準料金・賃金について

# 農業委員会活動報告

## 先進地視察（岩手県、宮城県）

平成29年6月29日(木)～7月1日(土)

岩手県盛岡市の「農研機構東北農業研究センター」と宮城県名取市の「(有)耕谷アグリサービス」を視察しました。農研機構東北農業研究センターでは、震災直後から周辺の被災県や他の研究機関等と協力し、復旧・振興への技術支援を行っており、今回の視察では津波被災農地復興のための省力低コスト大規模水田農業の技術開発等について



説明を受けました。



また「耕谷アグリサービス」では、大区画圃場で水稲・麦・大豆の2年3作に取り組んでおり、震災では作付面積の9割が被災したとのことであるが、その復旧過程や問題点について実際に復興に携わった農業法人からの説明を受けました。それぞれ意見交換を行い、見聞を広め、充実した研修となりました。

## 農業委員会新任研修

平成29年12月26日(火)

平成29年12月の改選で新たに12名の農業委員が選出されました。

その方々を対象に、富山県農業会議より石黒次長を講師にお迎えし、新任研修会を開催しました。

講師からは「農業委員会等をめぐる情勢と農業委員の役割」と題し、農業委員に求められている活動内容、法令に基づく業務内容について講義があり、新任委員の皆さんは、熱心に聞き入っていました。委員からは地元の農業に関する相談事を紹介しながら質問が行われ、活発な質疑応答が交わされました。



## 農業委員会委員研修会

平成30年2月6日(火)

北陸農政局富山支局より伊部総括農政推進官などを講師にお迎えし、委員研修会を開催しました。

講師からは「米をめぐる状況について」説明があり、日々変わる農業情勢について見聞を広げました。



## 農業委員会と農業者との意見交換会

平成30年2月23日(金)

農業委員会と農業者との意見交換会を開催しました。当日は、市担い手連絡協議会役員、農業委員会運営委員、営農組織、青年農業者、農政局などから22名の参加がありました。

北陸農政局富山支局地方参事官室 伊部総括農政推進官から、「米をめぐる状況について」説明を受け、その後、意見交換を行いました。参加者からは、「後継者問題が心配。事業承継の支援が必要。」、「米以外の作物に転換する際の支援する施策を充実してほしい。」、「転作作物の作付け技術や農業支援補助金の情報を農家に積極的に発信してほしい。」、「新規就農者に対し、支援体制を充実してほしい。」、「老朽化した排水路の整備（補修）に支援できないか。」等様々な意見が出されました。意見交換会で出された意見は、富山県農業会議で集約され、県段階における建議に資するとともに、全国農業会議所の政策提案に反映されます。



## 女性の農業委員会活動シンポジウムに参加

平成30年3月8日(木) 砂防会館(東京都千代田区)

農業委員 帯刀 眞理子



東京都千代田区の砂防会館で開催されました「女性の農業委員会活動推進シンポジウム」に参加しました。

女性ならではの視点を活かした活動をしていくことが期待される中、県域を越えた全国規模での交流や情報交換の場として「女性が農村で輝くために!今、求められている役割とは」をテーマに開催され、全国の女性農業委員、農地利用最適化推進委員497名が参加しました。

当日は、京都府立大学の中村貴子講師による講演やパネルディスカッション等が行われ、参加者は熱心に聞き入っていました。

パネルディスカッションでは、3地域の取組み事例が紹介され、具体的な実践活動について意欲あふれる意見が交わされました。

高齢化や後継者不足による耕作放棄地と離農者が増加し、地区の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていくことが課題となっていることが全国的なものであることを改めて感じるとともに、シンポジウムを通じて、「農業は、国民の命の源となる食料を生産する生命産業である」という言葉が特に印象的で、農業委員として消費者に向けて食や農業の大切さを発信していきたいと思えます。



## 農業委員会からのお知らせ

### 毎年 農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

農地法に基づき、遊休農地の状況把握等のため、農地の利用状況調査を実施しています。耕作放棄地、農地法に基づく許認可などを受けた土地の利用状況の確認や、遊休荒廃農地の早期発見等、現状把握を行っています。

なお、調査結果により、遊休農地と判定した場合は、必要に応じて農地所有者の方へ利用意向調査を送付します。

#### 遊休農地とは？

- ① 1年以上にわたり耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地
- ② 周辺の農地と比べて、利用の程度が著しく劣っている農地

お問合せ先 射水市農業委員会事務局 (TEL 0766-51-6685)

- ※ 遊休農地や遊休農地のおそれがある農地がありましたら、担当の農業委員にご相談ください。調査のため、農地に立ち入ることや所有者等にお話を伺うことがあります。ご理解とご協力をお願いします。

### 農地の許可申請受付のお知らせ

農地または採草放牧地の権利移動や転用行為について、農地法に基づき許可申請を行う必要があります。

権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

申請書類の受付 毎月20日締切 (土・日・祝日の場合はその前日)

- ※ 期限厳守をお願いします。
- ※ 市街化区域内の農地の転用については随時受け付けます。

総会日程 毎月6日前後

- ※ 総会日程は都合により変更になる場合があります。

他法令により制限を受けるもの（都市計画法による住宅等の建築に係る制限、埋蔵文化財調査など）については、事前に関係機関と協議をしてください。

### 無断転用は違法行為です！！

許可を受けずに、農地を農地以外（宅地・雑種地など）にすることは、所有農地であっても農地法違反となります。罰則もありますので、ご注意ください。

農業振興地域の農用地区域内や第1種農地などは原則として転用ができません。いろいろなケースが考えられますので事前に農業委員会事務局にご相談ください。

一度農地以外のものにされると元にもどすことが困難になりますので、適正な農地の管理をお願いします。

# 新規就農

## 新規就農で梨の栽培にチャレンジ

射水市塚越の関 英明さん（39歳）は塚越地内で梨の栽培にチャレンジしています。

元々農家経験のない関さんでしたが、農業には興味があり、知人の実家で梨園の手伝いをしたことが梨農園を始めるきっかけとなりました。

担い手の減少や、梨木の伐採等がある中で、それなら自分が就農して梨農家が活気づけばと思い立ち、梨農園を始めるため、会社勤めを辞めて射水市に住所を移しました。



地元で1年間研修を行い、平成27年から本格的に取り組んでいます。

現在は、成木は2反ほどですが、苗木が数年後に成木になり、将来は、1ヘクタールほどの経営を予定しているそうです。



サラリーマン時代と違い、自分のペースで仕事ができ、青空の下で作業するのは爽快だという一方、研修先で梨の成長が天候に大きく左右されることを経験し、地元の農家に助言をもらいながら経験を積んでいき、将来的には選果場出荷だけでなく、販路拡大が必要と考えており、さらに「梨農園を開放し、一般の方に対し収穫イベントなども行ってみたい。」と夢を膨らませています。

### 受賞おめでとうございます。

#### 全国農業会議所会長表彰

永年にわたり、農業委員活動に精励した農業委員に表彰されるものです。

(永年勤続農業委員15年) 舟木 康 眞 会長 (朴木)

松 山 宗 則 委員 (山本新)

### 農地を相続したら届出を

農地の権利を相続等で取得したときは、農業委員会に届け出をしてください。

**全国農業新聞**  
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

週刊 金曜日発行  
月700円、年8,400円  
(消費税込)

■購読の申込みは市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。  
■発行所  
全国農業会議所  
〒102-0084  
東京都千代田区二番町9-8  
中央労働基準協会ビル2F  
電話 03-6910-1130  
ホームページ  
<http://www.nca.or.jp/shinbun>

# 農業委員会委員及び担当地区 —— 農地などの相談は農業委員に！

会長 舟木 康眞

会長職務代理者 前田 進



舟木 康眞

新湊・塚原  
(国道8号北側)



森 敏朗

片口・七美



石庭 文男

本江・海老江・堀岡



明石 茂

作道(作道・野村・布目・高木・殿村)



有沢 敏博

作道(津幡江・久々湊・沖・今井・鏡宮)

《新湊地区》



水上 幸雄

金山



松山 宗則

池多



山谷 孝芳

戸破

《小杉地区》



佐伯 瑞穂

塚原  
(国道8号南側)



帯刀 真理子

新湊・塚原  
(国道8号北側)



城石 美枝子

黒河



土合 正夫

黒河



砂原 仁志

大江



大垣 秀雄

橋下条



永森 薫

三ヶ



宮下 勉

浅井(西広上・広上・上条・島)



堀 正

水戸田



前田 進

榎田(本村・牧田・西村・布目沢・小泉)



山本 克伸

榎田(新田・松原・宮新田・山ノ谷・大久保・竹原・梅木・荒町・円池)



稲垣 潔

二口

《大門地区》



進藤 久司

加茂・下村三箇



樋上 豊

白石・倉垣小杉・摺出寺・八講

《下地区》



村上 利之

小島・中野・若杉・北野・西園



横山 實

今開発・本開発・新開発・赤井・鳥取・南高木・北高木・小林・八塚

《大島地区》



齊藤 高志

浅井(堀内・下条・土合)

すべての人と地域がより豊かになるため

地域のニーズに応える  
港湾運送関連事業

地域社会の発展を支える  
地域資源循環事業

【地域資源循環事業本部】  
〒934-0037 富山県射水市片口久々江字錦674-2  
TEL:0766-86-3377/FAX:0766-86-3737/Mail:info@h-port-s.com

株式会社北陸近畿クボタ

大門営業所 52-0242  
小杉営業所 55-0087

# 農業者年金に加入しましょう



しっかり積み立て！ 安心で豊かな老後を！

農業者の方なら  
広く加入できます。

公的年金ならではの税制上の  
優遇措置があります。

- ① 国民年金の第1号被保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
- ③ 60才未満の方なら

**だれでも加入できます。**

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税（支払った保険料の15～30%程度）につながります。（民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円（平成24年1月1日以降の保険契約については40,000円）です）。また、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。

少子高齢時代に  
強い年金です。

終身年金で80歳までの  
保証付きです。

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。

加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで、保険料が引き上げられることもありません。

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族（一定の要件をみたした者）に支給されます。

保険料の額は  
自由に決められます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。（通常加入は月額20,000円から67,000円までの間で千円単位で選択）。農業経営の状況や老後設計に応じていつでも見直すことができます。

農業の担い手には、手厚い政策支援  
（保険料の国庫補助）があります。

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

農業者年金の内容、加入手続き等の詳細については、JAいみず野、または農業委員会にお問い合わせください

農業者年金を受給されている方へ

## 受給権者現況届の提出をお忘れなく！

現況届の提出は、引き続き年金を受給する資格があるか否かについて、毎年、届出により確認するためのものです。

届出用紙は、5月末頃に農業者年金基金から直接受給者へ送付されます。

必要事項を記入し、6月末までに射水市農業委員会窓口又は、各地区センターへ忘れずに提出してください。なお、期限内に提出されない場合は、年金の支払いが差し止められることがありますのでご注意ください。

# ◎ 農地参考賃借料について

農地法改正により標準小作料制度が廃止されましたが、農地の貸し手、借り手に公平な農地賃借料の目安を示すことが求められていることから、従来の算定方法に基づいて農地参考賃借料を示すことにしております。

- ※ 農地参考賃借料については、水稻のみの算定を行いました。
- ※ この参考賃借料は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの賃借料としました。

このほか、土壌の肥沃度(収量)、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し貸し手・借り手双方が協議し決定するものとします。

※ 農地参考賃借料の適用期間は、平成30年産分から平成32年産分までの3年間を適用期間とします。

※ これまで適用地域を区分していた新湊地区・小杉地区の農地参考賃借料を示すと次のとおりとなります。

農地参考賃借料(10 a 当り)

区分	収量	参考賃借料	参考(前回賃借料)	
田	1	5 6 0kg	1 1, 7 0 0円	1 2, 7 0 0円
	2	5 5 0kg	1 0, 0 0 0円	1 0, 8 0 0円
	3	5 4 0kg	9, 0 0 0円	9, 8 0 0円
	4	5 3 0kg	8, 1 0 0円	8, 8 0 0円
	5	5 2 0kg	6, 3 0 0円	6, 8 0 0円
	6	5 1 0kg	4, 4 0 0円	4, 8 0 0円

地 区	参考賃借料	備 考	
新湊地区	塚原・作道・片口・七美(市街化調整区域)・本江地区	9, 0 0 0円	上記区分 3
	新湊・海老江・七美(市街化区域)地区	6, 3 0 0円	上記区分 5
小杉地区	小杉(戸破・三ヶ・橋下条)・大江地区	8, 1 0 0円	上記区分 4
	金山・黒河・池多地区	4, 4 0 0円	上記区分 6

# ◎ 農作業標準料金・賃金について



平成28年分～平成30年分の農作業標準料金・賃金

区 分	金 額	備 考	
賃 金	一 般 作 業	8, 6 6 0円/1日	
	オペレータ作業	1, 6 2 0円/1時間	
水 稻	トラクター	1 4, 7 0 0円/10 a	耕起から代かきまでの一貫作業
	側条田植機	8, 3 0 0円/10 a	苗、肥料委託者負担(苗運搬費含まず)
	コンバイン	1 9, 3 0 0円/10 a	刈取り、脱穀(籾運搬費含まず)
麦	トラクター	1 4, 0 0 0円/10 a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	1 8, 5 0 0円/10 a	刈取り、脱穀
大 豆	トラクター	1 7, 3 0 0円/10 a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン	2 1, 7 0 0円/10 a	刈取り、脱穀

- ※ この標準料金には消費税は含まれていません。
- ※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当りの料金です。
- ※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話し合いの上、設定できます。
- ※ 標準料金の適用期間は、平成28年分から平成30年分までの3年間を適用期間とします。ただし、農作業機械価格等、標準料金算定の基礎となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行うものとします。

**いみず野農業協同組合**

農業機械課

新湊農機センター 82-8530

いみず野農機センター 52-0455

小杉農機センター 55-1765

☆排水対策用レンタル機(トラクター+作業機)レンタル中  
(JAグループが1/2を助成します。)

申込み、お問い合わせは、JA農機センターまでご連絡  
ください。

**旅はJAいみず野旅行センター  
におまかせ！！**

旅のこんなこと、あんなことお手伝い  
いたします

お問合せは

各支店またはJAいみず野旅行センターまで

射水市北野1555-1 TEL 0766-52-0218